

## 資料

### ■ 愛知の美しい景観づくり懇談会の意見

- ・ 愛知の美しい景観づくり懇談会設置要綱
- ・ 愛知の美しい景観づくり懇談会開催実績等

### ■ 美しい愛知づくり条例（平成 18 年条例第6号）

## 「愛知の美しい景観づくり懇談会」座長 瀬口 哲夫

近年、愛知県では、愛知万博の開催や中部国際空港の開港などの影響により、自然環境保全や地域の国際化に対する県民の意識が高まりつつあり、景観・まちづくりに求められるものにも変化が生じているように思われます。また、平成17年6月に施行された景観法により、景観行政の枠組みも大きく変わろうとしています。

こうした社会情勢を受け、私をはじめとする15名の委員で構成された「愛知の美しい景観づくり懇談会」では、1年間に渡って「美しい愛知づくり」に関する基本的な方向について、さまざまな観点から議論を重ねてまいりました。

愛知県は、伊勢湾、三河湾などに見られる美しい海岸線、日本有数の農業生産地である濃尾平野や渥美半島、木曽川や矢作川などの清流、都市の背景の緑となる奥三河の山並みなど、多様で美しい自然景観に恵まれています。

また愛知県は、古代からこの地方の中心として、戦国時代には日本の中心としての役割を担った地でもあります。源頼朝、織田信長、豊臣秀吉、徳川家康といった、国を動かした人物を生んだ地でもあり、長く政治・経済の中心として武家文化を育み、今でも多くの城下町や門前町が、その姿をとどめています。

さらに、戦後においては「モノづくり愛知」として我が国の高度成長期を支え、近年では、世界有数の企業を擁していることで経済的にも大きく発展を遂げ、県内各地で、新しい魅力ある景観の創出が見られます。

しかし経済的発展の一方で、美しい自然景観や趣ある歴史景観が少しずつ失われつつあるのもまた事実であり、それは大変悲しいことです。

現在残されている美しい景観を守り、育み、後世に正しい形で伝えていくこと、また、新たな視点から魅力ある景観を創出していくことは、現在、愛知県で暮らす我々の使命であると考えます。

このため、「愛知の美しい景観づくり懇談会」は、県民・事業者、市町村、愛知県が相互の連携と協働により、目指す景観形成の基本的な方向などを「美しい愛知づくり基本方針(案)」として、また、その他にも、美しい景観づくりに関して、懇談会の委員からの貴重な意見をまとめました。

この基本方針や懇談会の意見が「美しい愛知」を形成する一助となることを願っています。

平成18年3月

## 愛知の美しい景観づくり懇談会の意見

### ① 美しい景観づくりに必要な「意志」と「歴史観」

美しい景観づくりを進めるためには、「景観が美しいとはどういうことか」、「今なぜ美しい景観づくりが必要か」について、認識を持って取り組むことが必要です。それぞれの地域においては、住民が「このようなまちにしたい」という強い意志（目標）を持つことが必要なので、行政は、そういった意志を育てることに力を入れ、上から規制をかけるのではなく、地域住民から規制が求められるようにすることが大切です。また、景観は、その地域の総合的な文化力の現れなので、歴史観を持って取り組むことも、美しい景観づくりには必要です。

### ② 地域住民が愛着と誇りを持つことが景観づくりの第一歩

美しい景観づくりは、バラバラなものを整頓するだけではなく、地域住民が地域の文化や個性を認識し、愛着と誇りを持つようになることで、育て、残していくたいと思うようになることが大切です。さらに、地域住民が、自ら、美しい景観づくりに参加しようとする意識を育てることも重要です。そのための効果的な取組みの一つとして、住民が誇りを持つことができるランドマークを、行政が保全、創出することが考えられます。

### ③ 景観づくりに求められるアートの視点

景観づくりは、空間を美しく見せるという意味ではアート（芸術、美術）と同じと捉えることができます。そのため、景観づくりに関わる全ての人がアートの視点を持つことが必要です。この場合の「アート」は、個人の感性の表現のみを意味するではありません。景観づくりに関わる全ての人に、普遍的な美しさ（誰もが美しいと感じるもの）を追求していく姿勢が必要です。

### ④ 人と人、異なる文化の交流が生み出す新たな景観

まちづくりは、地域社会をつくることでもあります。そのため、共生意識を育んだり、コミュニティの再生につながる人と人との交流が大切です。その交流のあり方は景観づくりとも密接な関係があります。愛知県には、多くの外国人が転入しており、彼らが集住している地区では独特的の景観が形成されています。景観を考える際には、地域において外国人をどのように受け入れていくかという視点も重要なことがあります。

## ⑤ 観光の視点を取り入れた景観づくり

中部国際空港の開港と愛知万博の開催を契機に、地域の資源を観光資源として活用していく発送が芽生えたことだと思います。景観は、観光とも密接な関係にあるので、美しい景観づくりにおいては、観光の視点を取り入れることが必要です。

## ⑥ 美しい景観づくりの基本となる地域住民の共通認識

美しい景観づくりには、見た目だけでなく、生態系、文化・歴史などの地域のあり方全てを対象とした様々な視点からの取組みが求められます。地域においては、住民の間で、個性的な美しい景観を守り育てるために何を共有していくかについて、話し合う場があることが大切です。議論を重ねながら、良い景観の中に共通する要素を見出し、また人々の中に共有できるものを創っていくことも、景観づくりの取組みとして重要です。

## ⑦ 写真を撮りたくなる景観づくり

外国には、写真を撮りたくなるような景観がたくさんあります。日本でも、昔に造られた建造物には、そのような感情を抱くものが多いのですが、新しく造られたものには魅力的なものが少ないように思われます。写真を撮りたくなるような魅力を持つ景観の条件は何であるのかを考え、それを新しい建造物のデザインにも活かしていくことが必要です。

## ⑧ 個性的な景観の保全と防災との両立

農山村の集落には、細い路地が残っていて、防災上問題となっていますが、これらの路地は、祭りなどの地域の文化における重要なルートであり、地域の個性的な景観における重要な要素となっています。「歴史」や「文化」を残すことと「防災」との兼ね合いを解決していくことが、個性ある景観を守るために重要です。

また、まちの「美しさ」は、「治安」、「安全」と深い関わりがあります。汚い場所は犯罪も起きやすくなるといわれます。そのため、身近な所をきれいにする取組みを進めることで、地域全体の治安が良くなり、人が住みたくなるまちになるのだと思います。

## ⑨ 屋外広告物の課題は地域特性との調和

景観についての議論の中では、「看板＝景観上そぐわないもの」と考えられがちですが、繁華街などでは、看板が賑わいを演出している場所もあります。景観づくりにおいて、地域の個性を活かしていくという視点を重視するなら、企業の看板については、画一的な規制をかけるだけではなく、地域の特性との調和に配慮しながら、看板のある景観の良さを見出していくことも必要です。

## ⑩ モニュメンタルな景観を守る手法

モニュメンタルな建造物の近くに高い建築物が建つと、周囲からの視界が遮られてしまいます。地域住民の誇りとなるような、モニュメンタルなものがあるまちでは、視界を守ることを目的として都市計画や土地利用のコントロールを図ることについて、もっと議論を深めていく必要があります。

## ⑪ 実現性を確保するための具体的な手法

景観づくりに関する方針や計画を検討する際には、実現方策の検討も併せて行うことが大切です。民間の活動を誘導していくためには、税的なインセンティブなどを与えないと上手く進まないものもあります。行政が策定する計画の実現性を確保するためには、そういう具体的な手法にまで踏み込んで検討しておく必要があります。

## ⑫ 愛知県に望まれる積極的な取組み

まちづくりや景観づくりは県民、事業者、NPO等及び行政が協働して取り組むべきものですが、依然として行政の役割は大きいものがあります。

愛知県の役割としては、これまでの取組みとその成果を把握した上で、今後の景観づくりの方向性を示す必要があり、市町村への働きかけとしては、景観資源の発掘や問題点の解決方法の提示、良い事例の紹介などを積極的に行なうことが効果的と思います。また、景観行政は多分野に渡るものであるため、限られた部署のみが取り組むのではなく、横断的な取組みとして総合的に進めることができるよう行政内部の体制を整える必要があります。さらには、県が整備する公共施設について、景観上の配慮を行う評価システムを持つことも重要なことです。

## 「愛知の美しい景観づくり懇談会」設置要綱

### (目的)

第1条 平成16年度に制定された「景観法」を契機に、新たな愛知県の景観施策として、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力のある地域社会の実現を図るための基本方針策定に向けて、幅広く意見を聴取することを目的とするため、外部有識者等による「愛知の美しい景観づくり懇談会」(以下「懇談会」という。)を設置する。

### (構成)

第2条 懇談会は、愛知県知事が委嘱する別表1に掲げる委員により構成する。

### (座長)

第3条 懇談会に座長及び副座長を置き、構成員の中から知事が依頼する。

2 座長は会務を総理し、座長が不在のときは副座長がその職務を代理する。

### (会議)

第4条 懇談会は、必要に応じて知事が招集する。

2 座長は、必要がある場合、構成員以外の者を懇談会に出席させることができる。

3 座長は、景観問題等に関し専門的な検討を行うため、構成員、構成員以外の者により会議を開催することができる。

4 会議録及び会議資料は、5年間保存する。

### (会議の公開等)

第5条 懇談会は、これを公開するものとする。ただし、次の各号に掲げる場合はこの限りではない。

(1) 愛知県情報公開条例(平成12年愛知県条例第19号)第7条に規定する不開示情報に該当する情報を含む案件を検討する場合

(2) その他懇談会が非公開とする旨を議決した場合

2 会議の傍聴方法については別途定める。

### (設置期間)

第6条 懇談会の設置期間は、平成17年度末までとする。

### (事務局)

第7条 懇談会の事務局は、愛知県建設部公園緑地課内に置く。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、座長が懇談会に諮って定める。

附 則 この要綱は、平成17年6月27日から施行し、平成18年3月31日をもって廃止する。

「愛知の美しい景観づくり懇談会」委員名簿

(委員は五十音順)

	氏 名	所 属 機 関 等
座 長	瀬口 哲夫 せくち てつお	名古屋市立大学芸術工学部 芸術工学部長
副座長	越澤 明 こしさわ あきら	北海道大学大学院工学研究科教授
委 員	有賀 隆 ありが たかし	名古屋大学大学院環境学研究科助教授
委 員	石田 芳弘 いしだ よしひろ	犬山市長
委 員	川口亞稀子 かわぐち あきこ	社団法人愛知建築士会女性部会長
委 員	ケネス・R・クロケット	米国ウェスト・バージニア州政府駐日代表
委 員	ケビン・ショート	東京情報大学総合情報学部環境情報学科教授
委 員	佐々木 葉 ささき よう	早稲田大学理工学部社会環境工学科教授
委 員	佐藤 久美 さとう くみ	英文情報誌「アベニューズ」編集長・発行人
委 員	水津 功 すいづ いさお	愛知県立芸術大学美術学部デザイン工芸科助教授
委 員	高橋公比古 たかはしきみひこ	社団法人愛知広告協会監事
委 員	田中 奈美 たなか なみ	神戸芸術工科大学デザイン学部環境・建築デザイン学科助教授
委 員	丸山 宏 まるやま ひろむ	名城大学農学部生物資源学科教授
委 員	三島知斗世 みしま ちとせ	特定非営利活動法人ボランタリーネイバーズ事務局長
委 員	山内 拓男 やまうち たくお	中部経済同友会地域開発委員長

## 愛知の美しい景観づくり懇談会開催実績等

### 1 第1回懇談会

時 期：平成17年7月27日（水）

検討内容：懇談会の進め方、基本方針（案）骨子、愛知の景観特性（その1）

### 2 第2回懇談会

時 期：平成17年8月29日（月）

検討内容：基本方針（案）骨子、愛知の景観特性（その2）

### 3 第3回懇談会

時 期：平成17年9月21日（水）

検討内容：基本方針（案）、愛知の景観特性（その3）

### 4 県民意見提出制度（パブリック・コメント）

時 期：平成17年11月17日（木）から12月16日（金）まで

提出意見：54通

### 5 第4回懇談会

時 期：平成17年12月22日（木）

検討内容：基本方針（案）、パブリックコメントの結果、景観形成の役割分担

### 6 第5回懇談会

時 期：平成18年2月16日（水）

検討内容：基本方針（最終案）、懇談会の意見

## 美しい愛知づくり条例 (平成18年条例第6号)

私たちの愛知には、三河の山地、尾張の丘陵地、濃尾平野などが織り成す変化に富んだ県土と各地に広がる水と緑の自然を素地として、地域の歴史と文化、人々の生活と産業を映した多様な景観がはぐくまれてきた。

良好な景観は、潤いと安らぎのある人々の生活環境の創造に欠くことのできないものであり、また、地域の個性豊かな景観は、訪れる人々に地域の魅力を感じさせ、人々の交流の促進にも大きな役割を担うものである。

今、私たちは、このような良好な景観の有する価値を改めて認識し、私たちの共通の資産として守り、育てていかなければならぬ。

良好な景観の形成のためには、地域の特性の的確な把握と地域の住民、事業者等の多様な主体の参加による持続的な取組が不可欠である。

このような認識の下に、県及び市町村並びに県民、事業者等が協働して、地域の個性豊かで良好な景観を保全し、及び整備するとともに、新たに良好な景観を創出する美しい愛知づくりを推進し、愛着と誇りが持てる豊かな県土の形成に資するため、ここにこの条例を制定する。

### (目的)

**第一条** この条例は、美しい愛知づくりについて、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、美しい愛知づくりに関する施策の基本となる事項を定めることにより、美しい愛知づくりを推進し、もって県民生活の向上並びに地域経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

### (基本理念)

**第二条** 美しい愛知づくりは、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和を図りながら、現在及び将来の県民が良好な景観の恵沢を享受できるようにすること並びに地域の個性及び特色の伸長に資することを旨として取り組まれなければならない。

2 美しい愛知づくりは、県及び市町村並びに県民、事業者及びこれらの者の組織する団体（以下「県民等」という。）が協働して取り組むものとする。

### (県の責務)

**第三条** 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、美しい愛知づくりに関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、美しい愛知づくりを推進する上で市町村が果たす役割の重要性に

かんがみ、市町村が美しい愛知づくりに関する施策を実施する場合には、必要な協力及び支援を行うよう努めるものとする。

(県民の責務)

第四条 県民は、美しい愛知づくりに関する理解を深め、基本理念にのっとり、美しい愛知づくりに積極的な役割を果たすよう努めるとともに、県及び市町村が実施する美しい愛知づくりに関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第五条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、美しい愛知づくりに自ら努めるとともに、県及び市町村が実施する美しい愛知づくりに関する施策に協力しなければならない。

(基本計画)

第六条 知事は、美しい愛知づくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、美しい愛知づくりに関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 美しい愛知づくりに関する目標及び施策についての基本的な方針
- 二 前号に掲げるもののほか、美しい愛知づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、県民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(美しい愛知づくり景観資源の指定)

第七条 知事は、地域の良好な景観の形成に重要な建造物、樹木等であって、美しい愛知づくりの推進に資すると認められるものを美しい愛知づくり景観資源（以下「景観資源」という。）として指定することができる。

2 知事は、景観資源の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該建造物、樹木等の所有者及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。

3 知事は、景観資源の指定をしたときは、その旨を公表しなければならない。

(県民等に対する支援)

第八条 県は、県民等が行う美しい愛知づくりに関する取組の促進に資するため、県民等に対し、必要な情報の提供、良好な景観の形成に関する専門的知識を有する者の派遣その他の支援を行うよう努めるものとする。

(美しい愛知づくりに関する啓発等)

第九条 県は、美しい愛知づくりに関する県民等の理解を深めるため、美しい愛知づくりに関する啓発及び知識の普及に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（公共施設の建設等に当たっての配慮）

第十条 県は、地域の良好な景観に影響を及ぼすと認められる公共施設の建設その他の事業を実施するに当たっては、地域の良好な景観の形成について配慮しなければならない。

附 則

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

美しい愛知づくり基本方針

平成18年3月発行

愛知県建設部公園緑地課

〒460-8501

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

<電話>052-954-6526

<URL><http://www.pref.aichi.jp/koen/>

<E-mail>[koen@pref.aichi.lg.jp](mailto:koen@pref.aichi.lg.jp)